第四十六条第三項中「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に、「前項の場合に」を「前項の規定による損失の補償について」に、「同条第二項又は第三項」を「同条第六項及び第七項」に改める。

第五十四条第一項中「第八条第一項第三十五号又は第十七条第一項第三十一号」を「第八条第一項第三十六号又は第十七条第一項第三十二号」に改める。

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第三条　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十年度」を「平成三十年度」に改め、「改築」の下に「又は修繕」を加える。

第三条中「第五十一条」を「第五十一条第一項及び第二項」に改める。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（特定連絡道路に関する工事に係る資金の貸付け）

第五条　国は、都道府県又は市町村が特定連絡道路工事施行者（道路法第二十四条の規定により特定連絡道路の道路管理者の承認を受けて当該特定連絡道路に関する工事を行おうとする者であつて国土交通大臣が政令で定める要件に適合すると認めるものをいう。）に対し当該工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が第三項の政令で定める基準に適合しているときは、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができる。

2　前項の「特定連絡道路」とは、道路法第四十八条の十七第一項の規定により指定された重要物流道路（高速自動車国道又は自動車専用道路であるものに限る。）と商業施設、レクリエーション施設その他の施設でその利用者のうち相当数の者が当該重要物流道路を通行するものとを連絡する道路（他の道路と平面で交差するものを除く。）であつて、当該重要物流道路と他の連絡道路（当該重要物流道路と当該施設とを連絡する道路をいう。）が連結する部分における交通の混雑を緩和するために整備されるものをいう。

3　第一項の規定による国の貸付金及び当該貸付金に係る同項の規定による都道府県又は市町村の貸付金に関する償還方法その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条中道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第二条の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第二条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の道路法及び第二条の規定による改正後の道路整備特別措置法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第四条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の項第一号イ中「第四十七条の二第三項」を「第四十四条第五項から第七項まで（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条の二第三項」に、「、第六十九条第一項並びに同条第二項において準用する第四十四条第六項及び第七項」に、「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に改める。

（高速自動車国道法の一部改正）

第五条　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「又は第二十七条」を「、第二十七条又は第四十八条の十九第二項」に改める。

（踏切道改良促進法の一部改正）

第六条　踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の二十三第一項」に改める。

（電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第七条　電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第八条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第一号ホ中「若しくは第四項」を「若しくは第六項」に改める。

所得税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七号

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号の四に次のただし書を加える。

ただし、我が国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約において次に掲げるものと異なる定めがある場合には、その条約の適用を受ける非居住者又は外国法人については、その条約において恒久的施設と定められたもの（国内にあるものに限る。）とする。

第二条第一項第八号の四ロを次のように改める。

ロ　非居住者又は外国法人の国内にある建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所その他これに準ずるものとして政令で定めるもの

第二条第一項第三十二号中「六十五万円」を「七十五万円」に改め、同項第三十三号中「三十八万円」を「四十八万円」に改め、同項第三十三号の四中「八十五万円」を「九十五万円」に改め、同項第三十四号中「三十八万円」を「四十八万円」に改め、同項第四十一号中「又は出国」を「、又は出国」に改める。

第二十一条第一項第五号中「配当控除」の下に「、分配時調整外国税相当額控除」を加える。

第二十五条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。